分野別委員会運営要綱

令 和 ８ 年 １ ０ 月 ２ 日
日本学術会議第１回役員会決定

（組織）

第１条　日本学術会議会則第５５条に規定する分野別委員会（以下「委員会」という。）は、それぞれの分野における会員又は連携会員をもって組織する。

（庶務）

第２条　委員会の庶務は、事務局各部の協力を得て、審議部において処理する。ただし、国際委員会との共同により置かれる分科会については、委員会において別に定める。

（雑則）

第３条　この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この要綱は、決定の日から施行する。